平成２６年（フ）第６８号
兵庫県三木市志染町西自由が丘１丁目679番地
破産者　ガレージティーフロントこと　野田　幸嗣
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７３号
神戸市兵庫区須佐野通２丁目２番24号　河北マンション201
破産者　清水　由夫
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１２号
北九州市小倉南区上吉田１丁目２番22号
破産者　樋口さくら（旧姓竹留）
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３２６号
北九州市小倉南区富士見２丁目７番13号
破産者　中村　輝昭
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７３３号
北九州市八幡東区河内２丁目４番11号　八幡大蔵病院内、住民票上の住所北九州市八幡東区西本町４丁目９番２号　友和荘
破産者　園田　花代
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６号
北九州市戸畑区元宮町11番22号―106号
破産者　佐藤　　忠
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１６３号
福岡県久留米市梅満町1040―１―208、住民票上の住所佐賀県三養基郡みやき町大字西島2974番地２
破産者　田中　秀行
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７９号
佐賀県佐賀市川副町大字大詫間1554番地２
破産者　中村　秀人
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９５号
熊本市西区横手５丁目４番11号　パピルス横手、前住所熊本市西区池田１丁目34番10号　ゆめらいふ京町台316号
破産者　安藤　英良
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１５号
大分市牧１丁目11番17号　アメニティハイツ403
破産者　日高　希嘉
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３０２号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目８番43号
破産者　濵田　正秋
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第８１号
北海道岩見沢市西川町512番地52
破産者　加野島英渡
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第１８号
東京都あきる野市伊奈854番地、開始決定時の住所北海道札幌市中央区宮の森４条５丁目３番21号
破産者　今井　賢二
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第７７号
宮城県東松島市小松字沖砂利前８番地５、旧住所宮城県桃生郡矢本町小松字沖砂利前８番地５
破産者　佐藤　　淳
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第１４０号
茨城県牛久市栄町３丁目158番地４
破産者　市川　昌弘
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第１５２号
新潟県南魚沼市今町新田104番地１
破産者　貝瀬　　健
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第４０３号
山梨県甲府市後屋町301番地２
破産者　深山正午郎
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１号
愛知県一宮市猿海道１丁目９番７号　シャイニングⅡ103号
破産者　奥谷　昇士
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３１０号
愛知県高浜市神明町２丁目16番地23、開始決定時の住所愛知県高浜市向山町６丁目５番地48
破産者　岩切　浩一
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係